

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)

別紙1

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

<入居年>

2022(R4)年

2023(R5)年

2024(R6)年

2025(R7)年

控除率 : 0.7%

与党大綱
R7年度税制改正にて
R6と同様の方向性で検討

借入限度額

新築住宅・買取再販

長期優良住宅・低炭素住宅

5,000万円

4,500万円
子育て世帯・若者夫婦世帯※
:5,000万円【今回改正内容】

4,500万円

ZEH水準省エネ住宅

4,500万円

3,500万円
子育て世帯・若者夫婦世帯※
:4,500万円【今回改正内容】

3,500万円

省エネ基準適合住宅

4,000万円

3,000万円
子育て世帯・若者夫婦世帯※
:4,000万円【今回改正内容】

3,000万円

その他の住宅

3,000万円

0円
(2023年までに新築の建築確認 : 2,000万円)

既存住宅

長期優良住宅・低炭素住宅
ZEH水準省エネ住宅
省エネ基準適合住宅

3,000万円

その他の住宅

2,000万円

控除期間

新築住宅・買取再販

13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)

既存住宅

10年

所得要件

2,000万円

床面積要件

50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40㎡【今回改正内容】(所得要件:1,000万円))

与党大綱
R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」